

池田町町議会 平成 29 年 3 月 定例会 (3 月 9 日～21 日)

一般質問 服部議員の質問 (3 月 15 日)

○議長 (那須博天君) 服部議員。〔8 番 服部久子君 登壇〕

○8 番 (服部久子君) では、公民館のことでお聞きしたいと思います。

町の公民館使用取り消し問題については、前回の回答の疑問点をただしたいと思います。

安倍内閣になり憲法改正を柱に右傾化傾向が強まっております。昨年 3 月に総務大臣の高市早苗氏が政治的公平性が遵守されていないと判断するテレビ番組については、電波停止もあり得ると発言いたしました。その流れが一部のマスコミの萎縮減少になり、現在も続いております。また、一部の人を差別するヘイトスピーチは、最近では、森友学園理事長の中国人や韓国人を差別する教育方針の発言など閉鎖的な言葉を耳にすることが多くなりました。また、政府は過去 3 回廃案になった共謀罪法案を提案しようとしております。国民の内心の自由が侵されかねない法案です。このような流れを見過ごさず、小さいうちに芽を摘むことが大事だと考えます。

町の公民館取り消し問題も例外ではないと考え、今回、公民館の使用取り消し問題は一部の町民だけの問題ではなく、町民全体の言論、集会の自由にかかわり、公民館の開設された基本理念に反することと考えます。大事な点は、戦前のような閉鎖的社会に戻さないという思いを町と一致できるようにしたいと思います。

1 点お聞きします。前回 (注: 12 月議会) の質問の回答で、「申請人に内容をよくお聞きし」としましたが、憲法違反の事前検閲に当たります。憲法 21 条には、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する、検閲は、これをしてはならないとあります。公民館は住民の自由な活動、学習などを保障することを義務づけられておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 (那須博天君) 藤澤教育課長。

○教育課長 (藤澤宜治君) ただいまの公民館の申請の部分でございますが、御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。池田町の公民館におきましても、公民館の目的につきましては、ただいま議員御説明いただいたとおり、そのような形の中で念頭に置きまして運営をしているところでございます。

町の公共施設でありますので、使用者、使用内容を確認した上で貸し出しをすることは当然のことです。また、それに伴う問題は今までございませんでしたので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 町が今までのように当然だというふうに、ちょっと耳を疑いますが、社会教育法 23 条の 1 項に、この取り消し問題は抵触すると思うんです。それで、この 23 条は公民館の運営方針を示したもので、公民館が一部の政党に偏った使用をしてはならないという規定で、使用者に対してではありません。

昨年 7 月に文部科学省が社会教育法 23 条の規定について通達を出しております。それには、公民館を政党や候補者などに利用させることを一般的に禁止するものではない。事業などの目的内容が特定の政党、選挙の候補者を支持するものではない限り差し支えないとしております。公民館は使用者が自由に政党、政治、政策の話をするを制限するものではないと言っておりますが、これをどのようにこれからの公民館の使用についてお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 社会教育法の第 23 条 1 項についてでございますけれども、御指摘のとおり公民館の運営方針を規定しております。また、第 22 条では、公民館が行う事業を示しております。その中で、公民館の貸出事業が定義されております。したがって、貸出事業につきましても運営方針に沿って行われなくてはならないものというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 今度の予算特別委員会で、公民館主事ということをお聞きしましたところ、資格を持った職員がいるけれども、現在公民館主事としては置かれていないということでした。それで、やはりこれから新しい交流センターもできますので、ぜひこの公民館主事を置いて、専門的知識を持った方がおられて、それから住民の幅広い活動を支援していく、それから社会教育の質を高めていくというためにも、ぜひ専門性を持った主事を置いていただければと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今の御質問でありますけれども、やはり当然、主事がいることは大切なことと考えております。今苦しい中で兼務ということも考えていますけれども、最終的には主事がいるということが理想だと思いますので、それに目指していくということで、回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） さっき、公民館を借りるときに、申請時に内容をよくお聞きしてというところには当然であるというような回答でしたけれども、これは今までなかったことですよね。今まで借りたいというところに、日時とか借りたい団体の名を書いて申請すれば、即あれでした。それから、自民党とか公明党、社民党、そういうところも全部今まで池田町の公民館とか公の施設を利用して、それから講演会だとか、そういう集会をしてきたと思うんです。

今回、町民の会、それから9条の会とかそういう合同の実行委員会を組んで実施したにもかかわらず、その内容が偏っているということで申請を取り下げられたということは、非常にこれはさっき一番最初に言いましたように、国民の内心の自由が侵されている、その今の社会の気分を反映している、その流れを反映してきているというようなことに私はなるのかと思うんですが、これからもそういう内容をしっかりと聞いて、それから申請を受け付けるということでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） ちょっと質問内容が多くにわたりますが、ちょっと全てにお答えできるかちょっと申しわけないですけれども、いずれにしましても、今まで使用内容につきましては、申込書に記載をしていただいております。何をされるのかということについては記載をしていただいておりますので、それをもって確認をしている。また、特にただいまほかの政党とかという御質問がございましたけれども、同様でございます。やはり、中立性という形の中で、そういう部分につきましては基本的には使っていただきたいというスタンスでいるわけでございますけれども、公民館の使用禁止事項等に触れないというような確認をしていかないと、やはり後々になって取り消しということになってしまいます。

今回につきましても、今後市民団体、実行委員会として、今回のような集いというものを実施するというようなことを当初に言っていただければ、今それに向けて検討中といいますか進めているというようにお話をいただければ、それに沿ってといいますか、それを支援するような形で実現になったのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 当然、共産党が借りる場合、自民党が借りる場合、集会の内容は、やはり中立ということはないと思うんですよね。中立ということは、共産党が借りても中

立の立場で話をする、非常に難しいことです。自民党もそうです。だから公民館は借りる人を偏った政党に貸さない、それが仕事ではないかと思うんです。その内容は、借りた人の自由だと思うんですね。それで、そこで凶暴的な暴力をふるうとか、危害を加えたり、それから物を壊したり、そういうような危険があれば、これは公民館がとめるのは当たり前ですけれども、そうではなくてそこで話し合う、これは中立というふうにうたっても、やはり政党が集会をやるからには中立ではあり得ないと思うんですよ。その点どうでしょうか。

それから、これ回答を、私は町長と教育長にしたと思うんですが、ぜひ町長と教育長の意見も言っていただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 公民館の問題でありますけれども、私たちは基本的には公民館は誰にでも使ってほしい、これが一番の前提です。ですから、性善説と言っていいのかわかりませんが、基本は来た方の申請どおり信じます。ですから、その言葉に書かれたことで、あとそれで私たちが集会の中に入って検閲するとかということは全くしません。

もし、仮に中に入っていた方から、何か変だ、おかしいよと言われたときに初めて動きが出るわけでありまして、申請時に普通に書いていただければ、今私たちはやはりこの 23 条の中で営業の関係、それから政党、それから宗教の関係、これだけは一応お聞きをします。ですから、文化的な皆さんについては関係なければ、今までどおりずっと入っていきたいと思います。

ですから、確認の意味で私たちがやはり今、私たちは 23 条の 2、今のところはチェックをさせていただいておりますので聞きます。内容につきましても、また最初に戻ってしまっていけないわけですけれども、チラシを見たときに、相手を否定するようなそういう言葉があったときにはどうかと、自分たちの党のことを語る、そして、それをみんなで共有し合う、これについては私たちは全く問題ないと思います。

今回の問題も、一番の入り口でそういうチラシの問題から、途中で終わってしまったことが残念なわけでありまして、内容的にお聞きして間違っていなければ、それは十分公民館を借りていただけるとのことだったと思います。

ただ、途中で話し合いが終わってしまったことが、今回の一番私はいけなかった点だと思いますので、これは私たちも反省することがありますので、公民館はあくまでも開かれた館であり、そしてまた政治のことも多いに語っていただきたいと思いますというのが私たちの前提でありますので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（那須博天君） 甕町長

○町長（甕 聖章君） ただいまの教育長の答弁ありましたが、私もそのとおりと考えます。

現在、池田町の公民館、あるいはその他の施設につきましても、全く閉鎖的ということの認識を私は持っておりません。大いに使っていただくというのが本義でありますので、それに基づきまして貸し出しをするというところで考えております。

今回の問題につきましては、本当にそのいきさつの食い違いと誤解と、いろいろな部分で調整ができなかった、時間的なものも十分あるわけでありますので、そんなところからの行き違いということで、結果的には大変御迷惑をかける部分はあったかと思えますけれども、何とか今後につきましては、こういうことのないように、事前にいろいろお互いに話し合っていくということは大事じゃないかと思えます。 よろしいですか。以上でございます。

○議長（那須博天君） 以上で服部議員の質問は終了しました。